

## 船舶事故調査報告書

平成29年6月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年8月20日 16時30分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市馬入橋北方（相模川） 中島四等三角点から真方位318°1,300m付近 （概位 北緯35°20.1′ 東経139°22.0′）
事故の概要	水上オートバイQuattroⅢは、浮体をえい航して南進中、浮体が棧橋に衝突し、浮体の搭乗者3人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年9月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ QuattroⅢ、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-48520神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 3人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せたトーイングチューブと称する三角形型浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mの化学繊維製索でえい航し、約20km/hの対地速力で相模川左岸に沿って南進中、船長が発進場所に着けやすいように棧橋から約7m隔てて航行していたところ、本件浮体が棧橋に衝突し、本件浮体の搭乗者3人が打撲等を負った。 本件浮体は、本事故時、左右に振られながらえい航されていた。 船長及び本件浮体の搭乗者3人は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、船長が、棧橋に接近して航行したことから、左右に振られながらえい航されていた本件浮体が棧橋に衝突し、本件浮体の搭乗者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が棧橋に接近して航行したため、左右に振られながらえい航されていた本件浮体が棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浮体をえい航する際は、浮体の動きを考慮し、障害物との間隔を十分にとって航行すること。